(g) 単純な切断、薄切り及び再こん包又は瓶、フラスコ、袋若しくは箱に詰めること、カード又は板への固定その他の単純なこん包作業

(h) 産品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する作業

(i) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）

(j) 完成品とするための部品の単純な組立て

(k) 動物のとさつ

(l) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(m) (a)から(l)までの作業の組合せ

注釈　この条の規定の適用上、「単純な」として規定される作業とは、専門的な技能又は当該作業を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合の作業をいう。

第三十四条　積送基準

1　他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a) 当該他方の締約国から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2　他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国の原産品とはみなさない。

第三十五条　組み立ててないか又は分解してある産品

第二十七条から第三十三条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

第三十六条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三十七条　間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十八条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1　産品の生産に使用された全ての非原産材料について関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品、工具及び解説資料の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十九条　こん包及び包装用の材料及び容器

1　産品を輸送中に保護するために使用される船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2　産品の小売用に使用される包装材料及び包装容器については、次のとおりとする。

(a) 当該産品の小売用の包装材料及び包装容器が統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

(b) 当該産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第四十条　運用上の証明手続

附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

第四十一条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) この章の規定の実施及び運用

(ii) いずれかの締約国が提案する附属書二の改正

(iii) 附属書三第十一節に規定する運用上の手続

(b) この章の規定に関連する他の問題（原産地証明書の発給及び確認を容易にするための電子的なシステムの開発を含む。）であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第四章　税関手続

第四十二条　適用範囲及び目的

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

3　この章は、両締約国間の物品の正当な貿易を円滑化し、関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止し、並びに社会及び歳入の保護という両締約国政府の必要性を満たすため、透明性、一貫性、関税法令の公正かつ適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること並びに税関に係る事項に関する協力（情報の交換を含む。）を促進することを目的とする。

第四十三条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であって、その運用及び執行について特に各締約国の税関当局が責任を有するもの並びに各締約国の税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。